

2024年5月20日

各 位

会 社 名 株式会社芝浦電子

代表者名 代表取締役社長社長執行役員 葛西 晃

(コード番号 6957 東証スタンダード市場)

問合せ先 執行役員経営管理部長 星ノ谷 行秀

電話番号 048-615-4000

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます)の導入を決議しました。これに伴い、本制度に関する議案を2024年6月25日開催予定の第66回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます)に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

## 1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役(社外取締役を除く、以下「対象取締役」といいます)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支 給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られ ることを条件といたします。なお、1995年6月29日開催の第37回定時株主総会において、当社の取締役 の報酬額は年額150百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません)、また、2021年 6月29日開催の第63回定時株主総会において、上記の取締役の報酬額とは別枠にて、当社の取締役(社 外取締役及び国外居住者を除く)及び委任契約を締結している執行役員(国外居住者を除く)に対する業 績連動型株式報酬制度として、役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託(以下「BIP 信託」といいま す)による報酬額を対象期間(連続する5事業年度)ごとに合計500百万円を上限とする金員を当社から BIP 信託に拠出すること、信託期間中の毎年6月1日に同年3月 31 日で終了する事業年度における連結営 業利益計画達成率(当社が毎事業年度の最初に公表する当社の決算短信において開示される連結営業利益 の予想値に対する達成率)及び役位に応じて付与される1年あたりのポイントの総数は24,000ポイント (1ポイントあたり当社普通株式1株に換算されます(ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式 併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等 に応じて、1ポイントあたりの当社普通株式数の調整がなされます))を上限として報酬枠を設定させてい ただくことについてご承認をいただき、現在に至っております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、 当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠とは別枠にて設定することにつき、株主の皆 様にご承認をお願いする予定です。

## 2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額100百万円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年10,000株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範

囲で調整します)といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会での審議を経て取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます)の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間(以下「譲渡制限期間」といいます)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない 執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を導入する予定です。

以上